

# 潟上市地域福祉計画 第3期（案）

## 【概要版】

### I 計画の概要

#### ■ 計画の位置付け（P4～）

##### ○地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わる全ての人（市民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政）が主役となって行う地域づくりの取組です。

「地域福祉計画」とは、地域に関わる全ての人々が結び付き、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針をまとめたものです。

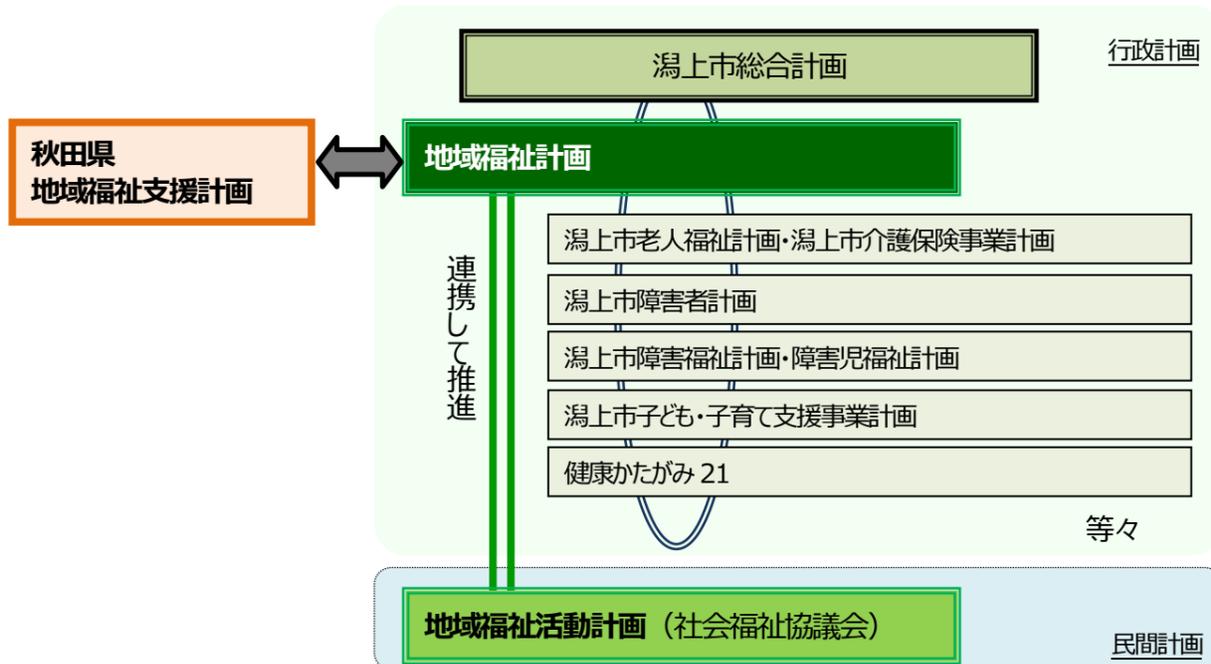
市民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、市民による福祉活動と行政による公的なサービスを結び付け、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

##### ○法的根拠

社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置付けられます。

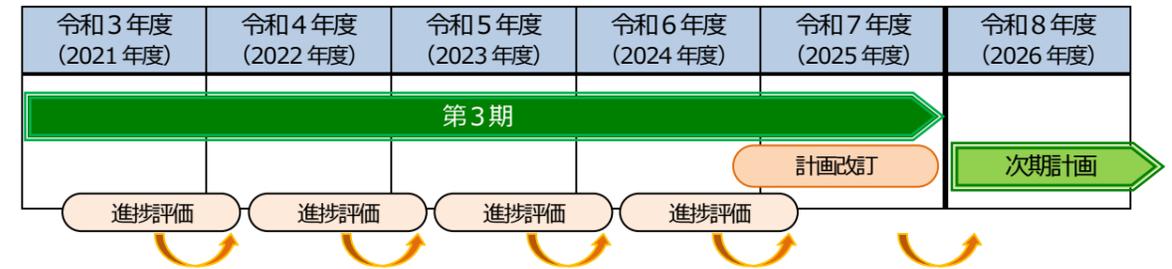
※市の関連する諸計画との整合性を図り、市民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉推進の観点から諸計画を横断的に結び付ける計画となります。

【諸計画の関係】



#### ■ 計画の期間（P5）

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年とします。  
※適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。



#### ■ 地域共生社会の実現（P3）

これからの地域福祉計画には、これまでの地域福祉に関わる取組等を基にしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として改訂することが求められます。

##### —地域共生社会とは—

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）とされています。

地域共生社会の実現に向け、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要となるため、国の示した“地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項”、“包括的な支援体制の整備に関する事項”を踏まえて、地域福祉の推進を図っていきます。

##### —地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項—

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
  - ② 高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
  - ③ 制度の狭間の問題への対応のあり方
  - ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
  - ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
  - ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
  - ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
  - ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ※以下、省略

##### —包括的な支援体制の整備に関する事項—

- o 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等
- o 住民に身近な圏域において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
- o 市町村における包括的な相談支援体制の構築

## II 計画の基本方向

### ■ 基本理念 (P52)

地域福祉計画には、地域共生社会を実現するための計画として、これまでの地域福祉や地域福祉計画に関わる取組等を基にしながら、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが求められています。

地域共生社会の実現のためには、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す必要があります。

そのためには、行政を含めた地域の多様な主体が地域に目を向け、それぞれができることを行うことで互いに支え合うことができる環境を整えることが重要と考えられます。また、個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助、公助の基に地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

本計画では、市民一人ひとりが「我が事」として主体的に地域に関わり、互いのつながりを大切にしながら、ともに支え合う地域社会の形成を目指すための行動指針として、基本理念を以下のように設定します。

#### 計画の基本理念

**一人ひとりが、「我が事」として地域に関わり、  
みんなの力で支え合う福祉のまち“かたがみ”**

### ■ 計画推進の視点 (P53)

地域福祉の推進を図るためには、市民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に取り組む意識を持つことが重要となります。

そのために、市民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身に付け、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりの必要性が高くなっています。

行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉のための諸活動が行いやすい環境の整備などの取組の強化が求められています。

特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意して個々の取組を進めていきます。

**視点1：気づく / 視点2：育てる / 視点3：つなげる / 視点4：支え合う**

### ■ 施策体系 (P58)

〈基本理念〉

〈基本方針〉

一人ひとりが、「我が事」として地域に関わり、みんなの力で支え合う福祉のまち“かたがみ”

#### 1：地域福祉が推進される環境の整備

1-1：地域福祉への関心と理解を深める

1-2：地域福祉を支える担い手の育成

1-3：地域福祉を支えるネットワークの構築

#### 2：健康づくり、生きがいづくりの推進

2-1：健康づくりへの支援

2-2：生きがいづくりへの支援

#### 3：高齢期を支える総合的な支援の充実

3-1：高齢者が健やかに暮らすためのサービスの充実

3-2：介護保険事業の推進

#### 4：障がい者を支える総合的な支援の充実

4-1：在宅生活支援体制の充実

4-2：障がい者の社会参加の促進

#### 5：子育て支援の充実

5-1：子育て家庭への支援

5-2：支援を要する児童への支援

5-3：子どもたちの生きる力づくり

#### 6：バリアフリーと安全・安心のまちづくりの推進

6-1：バリアフリーの推進

6-2：防災・防犯・交通安全対策の充実

6-3：暮らしの安全・安心の確保